

災害時要援護者支援に係る展示会事業の開催について

1. 事業名：～ 阪神・淡路大震災 20 年事業～ 災害時要援護者フェア
2. 日 時：平成 26 年 8 月 31 日（日）午前 11 時～午後 5 時
3. 場 所：六湛寺公園、西宮市役所東館 8 階（会議室等）
4. 目 的：阪神・淡路大震災、東日本大震災や台風・豪雨による土砂災害などの教訓から市は災害時要援護者の犠牲を無くす責務がある。
平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正され、国や県から示されたガイドラインに沿ったものとなるよう「西宮市災害時要援護者支援指針」を改定することとなり、先日、西宮市災害時要援護者支援連絡協議会を開催し、改正（案）を提案して承認を得たことから、「西宮市災害時要援護者支援指針」が確定しました。
今後、この指針に基づいて、災害が起きたときに、家族等の支援が困難で何らかの助けを必要とする高齢者や障害者などの災害時要援護者が、地域内で安心・安全に暮らすことができる自助及び地域（近隣）の共助を基本とした支援体制づくりを目指すことをコンセプトとして開催する。
5. 対 象：災害時に避難支援を必要とする市民（災害時要援護者）及び災害時要援護者を支援するために各地域で核となる団体や組織である自主防災組織、自治会、消防団、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、支援者となりうる一般市民等
6. 内容
体験・展示コーナー
災害時要援護者の支援に必要な情報を一般市民や災害時要援護者に提供する。
 - 1) 体が不自由な方のためのコーナー（要援護者向け）
 - ・避難所生活などで災害時要援護者にとって役立つ器具等の紹介
 - 2) 救助コーナー（支援者向け）
 - ・救助のときに役立つ器具の紹介や実演
 - 3) 情報伝達コーナー
 - ・防災スピーカーや緊急告知ラジオなどの災害時の情報収集方法の紹介
 - 4) 模擬避難所コーナー
 - ・避難所の雰囲気を経験してもらう
 - 5) 災害時に役立つ車両コーナー（六湛寺公園）
 - ・災害時に役立つ電気自動車や介護車両等の展示、免震体験車の展示と体験

6) パネル展示コーナー

- ・ 阪神・淡路大震災20年を迎える年度として、当時の新聞記事や写真を展示し、災害時要援護者の救出や避難の必要性の意識啓発
- ・ 市が進める災害時要援護者避難支援事業の進め方を説明するパネルの展示

紙芝居の上演

ボランティアグループ「わらべ」による紙芝居の上演。

演目「たぬきのつなみてんでんこ」

講演会

災害時要援護者の避難支援に際し、日頃からの必要な取組みである、家庭や親族の心構えや備えから地域団体の避難支援、地域コミュニティの形成、地域防災リーダーの育成、さらに行政の役割などの様々な観点から、阪神・淡路大震災の被災体験を基に災害時要援護者という立場も含めてお話いただく。

講師：西宮市社会福祉協議会 障害者総合相談支援センターにしのみや センター長
玉木 幸則（たまき ゆきのり）氏

テーマ：「地域で暮らすということ ～災害があっても共に生きていく力～」

募集定員：150人

募集方法：対象となる団体・組織へ依頼

往復はがき、FAX、電子申請システムで受付

応募者多数の場合、抽選

7. お問い合わせ先

西宮市防災危機管理局防災総括室 災害避難支援課

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

TEL 0798-35-3599

FAX 0798-36-1990

E-mail vo_saigaihinan@nishi.or.jp

以上

災害時要援護者とは

高齢者、身体障害者、妊産婦、日本語に不慣れな外国人等の、防災上、何らかの配慮が必要なものをいう。